



資料 5

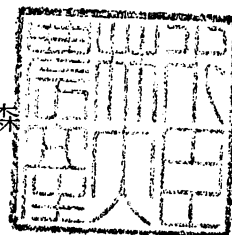
14 総合第 5687 号

平成 15 年 3 月 26 日

農林物資規格調査会

会長 本間 清一 殿

農林水産大臣 大島 理森



有機畜産物の日本農林規格及び有機畜産物加工食品の日本農林規格の
制定について（諮問）

下記の日本農林規格を制定する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

有機畜産物の日本農林規格
有機畜産物加工食品の日本農林規格

/

有機加工食品の日本農林規格（案）

（目的）

第 1 条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

（有機加工食品の生産の原則）

第 2 条 有機加工食品の生産の原則は、原材料である有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成 1 2 年 1 月 2 0 日農林水産省告示第 5 9 号）第 3 条に規定する有機農産物をいう。以下同じ。）及び有機畜産物（有機畜産物の日本農林規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示第〇号）第 3 条に規定する有機畜産物をいう。以下同じ。）の有する特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本とすることとする。

（定義）

第 3 条 この規格において、有機加工食品とは、次条の基準を満たす方法により生産された加工食品をいう。

（生産の方法についての基準）

第 4 条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原材料（加工助剤を含む。）	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されている有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物 2 その有機加工食品を製造し又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号。）第 1 4 条又は第 1 5 条により格付された有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物であつて格付の表示が付されていないもの 3 1 及び 2 以外の農産物（原材料として使用した有機農産物と同一の作目に係る農産物、放射線照射食品及び組換え DNA 技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA を作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されたものを除く。）、畜産物（原材料として使用した有機畜産物と同一の種類の畜産物、放射線照射食品及び組換え DNA 技術を用いて生産されたものを除く。）及び水産物（放射線照射食品及び組換え DNA 技術を用いて生産されたものを除く。）並びにこれらの加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品及び放射線照射食品を除く。） 4 食塩 5 水 6 別表 1 に掲げる食品添加物（組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）
原材料の使用割合	1 原材料（食塩及び水を除く。）の重量に占める有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物以外の農産物、畜産物及び水産物並びにこれらの加工品の重量の割合が 5 % 以下であること。

	2 食品添加物の使用は、当該加工食品を製造し又は加工するために必要な最小限度のものであること。
製造、加工、包装 その他の工程に係 る管理	1 製造又は加工の方法は、別表 1 に掲げる食品添加物を使用する場合を除き、物理的又は生物の機能を利用した方法（使用する微生物等は、組換え DNA 技術を用いて生産されたもの以外のものに限る。）によること。 2 病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。 3 病虫害の防除に使用する薬剤は別表 2 に掲げるもののみを使用すること。別表 2 に掲げるものを使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止されていること。 4 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農産物、畜産物及び加工食品と混合するおそれのないよう管理されていること。 5 原材料の基準、原材料の使用割合の基準及び上記 1 から 4 までの基準に従って製造され又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。

（有機加工食品の名称及び原材料名の表示）

第 5 条 有機加工食品の名称の表示及び原材料の表示は、次に規定する方法によるものとする。

区 分	基 準
名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機加工食品 (〇〇)」又は「〇〇 (有機加工食品)」 (2) 「有機〇〇」又は「〇〇 (有機)」 (3) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇 (オーガニック)」 (注) 「〇〇」にはその一般的な加工食品の名称を記載すること。 2 前項の規定にかかわらず転換期間中有機農産物又は転換期間中有機農産物を製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、前項に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。
原材料名の表示	1 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）、有機加工食品（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）又は有機畜産物にあっては、その一般的な農産物、加工食品又は畜産物の名称に「有機」等の文字を冠して記載すること。 2 転換期間中有機農産物又は転換期間中有機加工食品を原材料として製造又は加工したものにあっては、1 に定めるところにより記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

別表 1

食 品 添 加 物	基 準
クエン酸	p H調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。
クエン酸ナトリウム	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。

D Lーリンゴ酸 乳酸	と。 農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。 野菜の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する 場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はp H調整剤として チーズの塩漬に使用する場合に限ること。
L-アスコルビン酸 L-アスコルビン酸ナトリウム タンニン 硫酸	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること 食肉の加工品に使用する場合に限ること。 ろ過助剤として農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。 p H調整剤として砂糖類の製造における抽出水のp H調整に使用 する場合に限ること。
炭酸ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、めん・パン類又は中和剤として 乳製品に使用する場合に限ること。
炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類加工品、豆類の調製 品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
炭酸カルシウム	畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品に使用するも の（着色料としての使用は除く）又は凝固剤としてチーズ製造に 使用する場合に限ること。
炭酸アンモニウム 炭酸マグネシウム 塩化カリウム	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。 農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。 野菜の加工品、果実の加工品、調味料、スープ又は食肉の加工品 に使用する場合に限ること。
塩化カルシウム	凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜の加工品、果実の 加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する 場合に限ること。
塩化マグネシウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限 ること。
粗製海水塩化マグネシウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限 ること。
水酸化ナトリウム	p H調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類の加工品 に使用する場合に限ること。
水酸化カリウム 水酸化カルシウム	p H調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。 農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
D Lー酒石酸 Lー酒石酸	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。 農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
D Lー酒石酸ナトリウム Lー酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。 菓子類に使用する場合に限ること。
D Lー酒石酸水素カリウム Lー酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。 穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
リン酸二水素カルシウム 硫酸カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。 凝固剤として使用するもの又は菓子類、豆類の調製品若しくはパ ン酵母に使用する場合に限ること。
アルギン酸 アルギン酸ナトリウム 寒天	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。 農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。

カラギナン	畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品に使用する場合に限ること。
カロブビーンガム	乳製品又は食肉の加工品に使用する場合に限ること。
グアーガム	畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用する場合に限ること。
トラガントガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
アラビアガム	畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する場合に限ること。
キサンタンガム	畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する場合に限ること。
カラヤガム	畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する場合に限ること。
カゼイン	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
ゼラチン	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
ペクチン	畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品に使用する場合に限ること。
エタノール	畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用する場合に限ること。
ミックストコフェロール	畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用する場合に限ること。
酵素処理レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。
酵素分解レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。
植物レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。
卵黄レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の <u>加工品</u> に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。
タルク	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
ベントナイト	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
カオリン	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
ケイソウ土	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
パーライト	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
二酸化珪素	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
活性炭	農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
ミツロウ	分離剤として農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
カルナウバロウ	分離剤として農産物の <u>加工品</u> に使用する場合に限ること。
木灰	伝統的な製法によるチーズに使用する場合に限ること。
香料	化学的に合成されたものでないこと。
窒素	

酸素	
二酸化炭素	
酵素	
次亜塩素酸ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
次亜塩素酸水	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸製剤	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
その他の食品添加物	次の要件を満たすものであること。 1 当該食品の製造若しくは加工上必要不可欠であること。 2 栄養価若しくは品質の安定性を保持すること。 3 消費者の判断を誤らせるおそれのないこと。 4 天然物質又は天然物質に由来し、化学的に合成された物質を添加していないこと。

別表 2

薬 剤	基 準
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであること。
デリス乳剤	
デリス粉	
デリス粉剤	
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	
生石灰	
液化窒素剤	
天敵等生物農薬及び生物農薬製剤	
性フェロモン剤	
誘引剤	ボルドー剤調製用に限ること。 ボルドー剤調製用に限ること。
忌避剤	
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	

カゼイン石灰	展着剤として使用する場合には限ること。
パラフィン	展着剤として使用する場合には限ること。
ワックス水和剤	
二酸化炭素剤	保管施設で使用する場合には限ること。
ケイソウ土剤	保管施設で使用する場合には限ること。

「有機加工食品」の規格の形式についての留意事項

1. 指定農林物資（名称の表示の適正化を図ることが特に必要と認められる農林物資）

指定農林物資とは、名称の表示の適正化を図るため、JAS規格による格付の表示が付されていない場合には、当該JAS規格に定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないというものであり、現在、「有機農産物」と「専ら有機農産物を原材料とする加工食品（有機農産物加工食品）」が指定されている。

2. 「有機加工食品」の規格の形式

- (1) 「有機畜産物」及び「有機畜産物加工食品」の指定農林物資としての指定について、本総会の議決を踏まえて、関係部局と協議することとしている。
- (2) 仮に指定農林物資に指定されない場合、名称の表示規制の対象を明確にするため、「有機加工食品」の規格で定める名称の表示を
 - ① 専ら有機農産物を原材料とする「有機農産物加工食品」（指定農林物資）、
 - ② 専ら有機畜産物を原材料とする「有機畜産物加工食品」、
 - ③ 有機農産物と有機畜産物の双方を原材料とする「有機農畜産物加工食品」の3つに分けて規定することが必要。
- (3) この場合の規定ぶりについては、次回以降の総会で審議をお願いすることとしたい。

(参考)

1. 指定農林物資の要件（JAS法第19条の10第1項）

「日本農林規格が定められている農林物資であって、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの」

2. 名称の表示規制

・（JAS法第19条の10第1項）

何人も、・・・（指定農林物資に係る）日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格に定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

・（JAS法第19条の10第2項）

何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3. 現在、政令で指定されている農林物資（JAS法施行令第29条）

- 一 有機農産物
- 二 専ら有機農産物を原材料とする加工食品（有機農産物加工食品）

8

(パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続きによる寄せられた意見・情報
(有機加工食品の日本農林規格)

1 制定案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：H16.7.9～H16.8.9)

(1) 受付件数

製造業者	5 件
認定機関 (検査員)	2
その他	1

合計	8 件
----	-----

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報による各国のコメント (募集期間：H16.8.11～H16.10.20)

[有機畜産関係]

米国、ニュージーランド及び中国から質問と意見があり、以下により回答したところ、再意見等は提出されていない。

(主な意見と回答)

○ JAS規格案は Codex ガイドライン、EU規則や各国の規則と異なる部分がある。(米国、ニュージーランド、中国)

→ WTO 協定の TBT 協定 (貿易の技術的障害に関する協定) や Codex 有機ガイドラインは、一定の範囲で各国の事情を考慮できるとしている。

また、JAS規格は5年以内に見直すこととなっており、この規格が実施されて何か問題があれば考慮されることとなる。

○ 対象となる家畜を追加すべき。(ニュージーランド)

→ 飼養実態に関するデータが不足しており基準値設定が困難。

○ 認証制度に関する記述がない。(米国)

→ 有機畜産物に関する認定の技術的基準等で規定する。

【有機加工食品の日本農林規格】

パブリック・コメントに寄せられた御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
規格全般	
有機農産物加工食品 J A S 規格の見直し結果を反映すべき。	見直し結果を踏まえ、所要の修正を行うこととします。
別表 1 の資材	
別表 1 の水酸化カルシウムの使用基準が「農産物に使用する場合に限ること」とあるが、この表現では「農産物加工食品」には使用できないと誤解する。	ご指摘を踏まえ、「農産物の加工品に使用する場合」、「畜産物の加工品に使用する場合」に修正致します。
別表 1 の「次亜塩素酸水」の基準欄には、腸の消毒と卵の洗浄用に限るとあるが、鶏肉も丸と体の洗浄用も認めるべき。	解体の工程以外の鶏肉の洗浄用に「次亜塩素酸水」は利用できません。「次亜塩素酸水」は、コーデックスガイドラインには掲載されていない薬剤ですが、「次亜塩素酸水」を用いた消毒が我が国で広く行われていることを踏まえ、「解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用」に限り、利用を認めることとしています。
別表 2 の資材	
別表 2 の薬剤は農薬のみが掲げられており、実際に加工場で使用できるものがほとんどない。加工場で防除に使用する資材を考慮して変更すべき。	別表 2 の薬剤については有機農産物加工食品 J A S 規格見直しの中で検討が行われており、その結果を反映することとしております。
表示の基準	
加工食品品質表示基準の特色ある原材料の使用として、有機〇〇使用と表示することが認められているが、有機加工食品と誤解しやすいと考える。	消費者の中には相対的に安価な「有機原料使用食品」を求めるニーズもありますので、加工食品の品質表示基準において有機原材料を使用している旨を事実に基づいて表示することを認めているところです。「有機食品」をお求めの際には有機 J A S マークをご確認下さい。
原材料の表示において、有機食品を運搬・保管する施設等について、有機食品を処理・加工している旨の表示義務はあるか。又、転換開始後の製品には「転換中」の表示義務はあるか。	施設には表示義務はありません。また、有機加工食品の製造に切り換えたことをもって「転換中」と表示する義務はありません。なお、原材料に「転換期間中有機農産物」又はその加工品を使用した場合には、製品に「転換期間中有機〇〇（〇〇は加工食品の一般名称）」等の表示義務があります。

有機畜産物の J A S 規格及び有機加工食品の J A S 規格制定にあつての検討経過

部会等の 開催年月日	内 容
H 15.03.27	J A S 調査会部会（第 1 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.05.14	J A S 調査会部会（第 2 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.06.24	J A S 調査会部会（第 3 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.07.28	J A S 調査会部会（第 4 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.10.20	J A S 調査会部会（第 5 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.11.25	J A S 調査会部会（第 6 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 16.01.22	J A S 調査会部会（第 7 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 16.03.23	J A S 調査会部会（第 8 回）
	第 8 回部会終了後 ・パブリックコメント ・W T O 通報 を実施
H 17.02.03	J A S 調査会総会

農林物資規格調査会部会委員名簿（有機畜産物）

氏 名	役 職
○谷 美代子	日本生活協同組合連合会理事
○原田 典正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○保田 茂	前神戸大学農学部教授
○山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
栗生 美世	（社）栄養改善普及会リーダー
梅原 宏保	（社）日本養鶏協会副会長
亀田 康好	シンボライズファーム亀田牧場代表
木原 吉一	（社）日本乳業協会企画調査部長
久保田 裕子	國學院大學経済学部教授
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
笹崎 静雄	（社）日本種豚登録協会監事
新村 裕	（社）日本食肉加工協会理事
高橋 紀夫	協同組合日本飼料工業会振興部長
武内 智	ワタミフードサービス（株）常務取締役
竹内 正博	石井養鶏農業協同組合代表理事
谷 敬子	（社）全国消費生活相談員協会
谷藤 武光	全国食肉センター協議会常務理事
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
雙木 桂子	消費生活相談員
福士 正博	東京経済大学経済学部教授
堀江 雅子	（財）ベターホーム協会常務理事
萬野 修三	全国肉牛事業協同組合常務理事
水野 葉子	日本オーガニック検査員協会理事長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員（食品表示ウォッチャー）
山根 香織	主婦連合会常任委員

○印：農林物資規格調査会委員